

水質汚濁防止法等の施行状況について（平成 24 年度）



The Knights

環境省は、水環境行政の円滑な推進に資するため、平成 24 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の各規定の施行状況について取りまとめました。

その主な施行状況について見てみると、平成 25 年 3 月末現在において排水規制の対象となる特定事業場数は全体で約 271,000 であり、平成 23 年度 (266,860) と比較すると、やや増加しています。

また、特定事業場に対する立入検査は約 43,000 件 (前年度約 39,000 件)、行政指導は約 8,400 件 (前年度約 7,700 件) であり、いずれも増加していました。その中で、改善命令は 14 件 (前年度 12 件)、一時停止命令は 1 件 (前年度 0 件)、排水基準違反の検挙数は 6 件 (前年度 8 件)、その他の違反は 0 件 (前年度 0 件) でした。また、水質総量規制に関する罰則の適用、改善措置命令は 0 件で、指導については 26 件ありました。

なお、改善命令 14 件のうち、最も多い業種は弁当仕出屋・弁当製造業とし尿処理施設でそれぞれ 2 件となっており、違反項目は pH が最も多く、次いで COD となっています。残りの項目は 1,2-ジクロロエタン、BOD、SS、大腸菌群数がそれぞれ 1 件でした。また、違反の恐れのある項目としては pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、燐、大腸菌群数、亜鉛、ジクロロメタンが挙げられております。

当社では環境水・排水の他にも様々な水質分析について、長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 平成 26 年 11 月 28 日付 環境省報道発表資料
平成 26 年 12 月 10 日付 環境新聞

生活環境箇所 清水圭介

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関 (日本水道協会) から認められました。

